

江南市認可保育所（（仮称）あずま・中央統合保育園）整備・運営事業者募集に係る公募要項

1 公募の背景と趣旨

江南市（以下「市」という。）では、老朽化した公共施設の改修や更新、維持管理やそれらに要する財源不足、多様化する市民ニーズに対応するため、平成 27 年度（2015 年度）に公共施設等の全体像を明らかにし、長期的な視点をもって更新・統廃合・長寿命化を実施していくため、「江南市公共施設等総合管理計画」を、平成 29 年度（2017 年度）に公共施設の長期的な視点に立った計画的かつ効果的な再配置を実現させるため、「江南市公共施設再配置計画」を策定し、公共施設マネジメントの推進に取り組んでいます。

また、公共施設再配置計画では、保育所の対応方策について、老朽化した保育所は、他の施設と統合・複合化しながら、保育サービスの充実や送迎のための自家用車の駐車スペース確保など、新たなニーズへの対策を図ることとしており、この対応方策をより具体化し、着実に実施するための指針となる「江南市保育所等の配置に関する基本方針」を定めました。この方針に基づき、既存の市立あずま保育園と中央保育園の 2 園を統合し、民営化することとし、その整備及び運営主体となる民間事業者を次のとおり募集します。

2 保育所の整備及び運営に係る基本事項

(1) 施設種別

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 4 項の規定に基づき、愛知県知事の認可を受けて設置する「保育所」とします。ただし、(5)定員及び実施事業に示す定員（入所児童数）に関する条件を満たす場合に限り、「認定こども園」とすることも可とします。

(2) 統合・民営化対象施設

以下の 2 園を統合することとし、民間事業者が新施設を整備・運営します。

| 施設名 | 所在地 |
|------------|--------------------|
| 江南市立あずま保育園 | 愛知県江南市宮後町出屋敷 46 番地 |
| 江南市立中央保育園 | 愛知県江南市赤童子町南山 33 番地 |

(3) 新施設の名称

事業者募集時においては「あずま・中央統合保育園」と称することとし、正式名称は後日協議の上決定します。

(4) 整備予定地【資料 1-1、1-2】

| 所在地 | 地積 | 区域区分 |
|---------------------------------|--|---------|
| 江南市石枕町神明 82 番ほか (旧江南市立図書館跡地) | 所有地： 約 4,000 m ² 借地： 626.00 m ² | 市街化調整区域 |

※旧図書館は令和 6 年度解体予定

(5) 定員及び実施事業【資料 2・3】

| | |
|------------------|---------------------------------------|
| 定員（入所児童数） | 統合・民営化対象施設の児童数（令和 7 年度末）を受入可能な定員とします。 |
| 実施事業 （通常保育以外） | ・延長保育 ・特別支援（障害児）保育 ・一時保育 |

(6) 開園までのスケジュール

①開園予定日

令和 8 年 4 月 1 日

②年次計画

詳細は、選考により選定された事業者（以下「選定事業者」という。）と市との協議により決定します。

| 年度 | 市 | 選定事業者 |
|----|--|--|
| R5 | <ul style="list-style-type: none"> 令和 5 年 6 月 公募開始 （提出期限：9 月） 10 月～ 事業者選定委員会 12 月 事業者決定 | <ul style="list-style-type: none"> 事業者決定後 保護者等説明会 令和 6 年 1 月頃～ 設計 |
| R6 | <ul style="list-style-type: none"> 令和 6 年度当初～11 月頃 旧図書館解体工事 | <ul style="list-style-type: none"> 設計完了後 保護者等説明会 令和 6 年 12 月頃～ 建設工事 （開発・建築等に係る手続を含む） |
| R7 | <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月頃 引継・合同保育 10 月 入園申込開始 | <ul style="list-style-type: none"> 令和 7 年 4 月～令和 8 年 3 月頃 引継・合同保育 9 月～ 認可手続 |
| R8 | | <ul style="list-style-type: none"> 令和 8 年 4 月 開園 |

(7) 施設整備等に関する条件

①土地について 【資料 1-1、1-2】

- ・土地の所在：江南市石枕町 82 番地の一部ほか
- ・敷地面積：所有地：約 4,000 m²（園舎、園庭その他用地）
借地：626.00 m²（駐車場用地）
- ・市所有地は、使用貸借契約により 10 年間無償貸与します。選定事業者が社会福祉法人以外の場合は、議会の議決が必要となります（江南市議会令和 6 年 9 月定例会予定）。使用貸借期間の満了前に市と協議した上で、あらためて貸付料や貸借期間等、契約内容を決

定します。なお、運営期間は事業開始から 30 年程度を想定しています。

(参考) 不動産鑑定による貸付料(令和 4 年度): 2,890,000 円/年

- ・借地(駐車場用地)は、現在市が賃貸借契約により借り受けており、選定事業者による施設設計、園庭、駐車場等の配置案が概ね決定し借地の要否が判明したのち、選定事業者に賃貸借契約を引き継ぐかを決定します。

(参考) 借地料: 年額 587,188 円(令和 5 年度)

- ・現在の敷地状況を踏まえた上で、自動車による送迎が円滑になるよう、園舎・園庭及び駐車場の配置や進入経路に配慮した提案をしてください。
- ・施設周辺で生じる可能性のある騒音対策のため、園舎や園庭、遊具の配置や防音壁を設置することなどの対策の必要性について検討し、対策を講じてください。

②建物等について

- ・(6)②に示す年次計画に合わせて、選定事業者自らがあずま・中央統合保育園運営に必要な建物等の設計及び建設を行います。
- ・園舎の各居室や園庭等は、国の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和 23 年厚生省令第 63 号)、愛知県の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 68 号)を満たすものとします。
- ・太陽光発電、太陽熱温水器や壁面緑化の導入など、環境負荷の低減に配慮した提案をしてください。

③備品について

選定事業者が新たに用意するものとします。

④関係法令の遵守について

施設整備等に当たっては、児童福祉法、都市計画法、建築基準法、消防法、道路法その他の法令及び市の条例、規則や宅地開発等に関する指導要綱等に基づく基準を満たすものとします。

3 応募資格及び要件

応募することができる者は、以下の資格及び要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 社会福祉法人、学校法人、株式会社等の法人格を有すること。
- (2) 令和 5 年 4 月 1 日時点で、認可定員 100 人以上の認可保育所、認定こども園及び幼稚園の運営実績が 2 年以上あること。
- (3) 事業者が現に運営している施設について、所管庁の直近の監査や実地指導等において、文書指導を受けている場合は、その指導事項が改善されていること。
- (4) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法施行令 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当していないこと。
- (6) 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法に規定する再生手続開始又は

破産法に規定する破産手続開始の決定を受けていないこと。

- (7) 江南市暴力団排除条例(平成 24 年条例第 17 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又はそれらと密接な関係を有する者でないものであること。
- (8) 「あずま・中央統合保育園の運営条件」【資料 3-1】に定める内容を遵守すること。
- (9) 市の保育行政及び子育て支援行政をよく理解し、市の施策に積極的に協力すること。
- (10) 事業計画及び資金計画が適切、確実であり、事業者が、あずま・中央統合保育園を建設し、及び施設整備に要する資金を負担することができること。
- (11) 保育所を運営していくために必要な経営基盤や社会的信望を有していること。
- (12) 「保育所の設置認可等について」(平成 12 年 3 月 30 日児発第 295 号厚生省児童家庭局長通知等の定めるところにより認可される見込みがあること。

4 施設整備等に関する補助【資料 4】

(1) 施設整備・開設準備に関する補助金

- ・保育所部分の整備(実施設計、工事等)について、就学前教育・保育施設整備交付金(子ども家庭庁所管 補助率:国・市で4分の3)を財源とする補助金を予定
- ・合同保育に要する費用の補助金の創設を予定しています。

※制度改正等により、変更となる場合があります。

※実施設計に係る経費を補助対象とする場合は、実施設計と同一年度に工事着手することのほか、補助金の交付については、国や市の付する条件を満たす必要があります。

※処分制限期間内に保育所としての用途を廃止したり、建物を解体したりしたときなどは、補助金の返還が必要となる場合があります。

(2) 運営に関する補助

施設型給付費のほか、以下の補助金の創設を予定しています。

- ・保育所等運営費補助金
- ・保育所等事業費補助金
- ・保育所等保育体制強化事業費補助金
- ・保育所等保育士宿舍借上支援事業費補助金

※制度改正等により、変更となる場合があります。

5 選定スケジュール

| | 内 容 | 日 程 |
|---|------|---|
| ① | 公募開始 | 令和 5 年 6 月 9 日 (金) |
| ② | 質問受付 | 令和 5 年 6 月 9 日 (金) から 令和 5 年 6 月 30 日 (金) まで |

| | | |
|---|----------------------------|----------------------------|
| ③ | 質問回答 | 令和5年7月14日（金） |
| ④ | 応募申込書・一次審査書類提出期限 | 令和5年8月10日（木） |
| ⑤ | 参加資格確認結果通知 | 令和5年8月中旬 |
| ⑥ | 提案書（二次審査書類）・財務書類提出期限 | 令和5年9月11日（月） |
| ⑦ | 一次審査【書類審査】 | 令和5年10月7日（土） |
| ⑧ | 一次審査結果通知 | 令和5年10月中旬 |
| ⑨ | 実地確認 | 令和5年10月中旬から 令和5年11月中旬まで |
| ⑩ | 二次審査 【プレゼンテーション及びヒアリング】 | 令和5年11月18日（土） |
| ⑪ | 二次審査結果発表（通知・公表） | 令和5年11月下旬 |

※建設予定地の見学は随時してください。

6 質問及び回答

(1) 質問書の提出（電子メールのみ受付）

- ①提出期限：令和5年6月30日（金）午後5時（必着）
- ②提出先：こども未来部こども政策課 担当：大脇
Eメールアドレス：kodomo@city.konan.lg.jp
- ③提出書類：質問書（様式第2）
- ④電子メールを送信した後は、必ず電話にて受信確認を行ってください。
- ⑤電子メールを送信する際の表題は「あずま・中央統合保育園整備・運営事業者公募に関する質問（事業者名）」としてください。

(2) 質問に対する回答

- ①回答期日：令和5年7月14日（金）
- ②回答方法：市ホームページに掲載（質問した事業者名は公表しません。）
- ③全ての質問に対する回答を公表します。ただし、事業者選定の公平性に影響すると思われるものについては回答しません。また、公表した回答は、本要項と一体のものとして同等の効力を有するものとします。

7 提出書類等

(1) 提出書類

事業者選定への参加を希望する事業者は、下記のとおり書類を提出してください。

※提出書類は、市ホームページからダウンロードしてください。

(2) 応募申込書等及び提案書等の提出

①提出期限

| 提出期限 | 提出書類 | インデックス | 部数 |
|------------------------|-------------------------|--------|---------------|
| 令和5年8月10日 (木)午後5時まで | 応募申込書(様式第1) | - | 12部 |
| | 一次審査書類(調書1~3) | 要 | |
| | 一次審査提出書類一覧表(チェックリスト1/3) | 要 | |
| | 一次審査書類(調書1・2の添付資料) | - | |
| | 一次審査提出書類一覧表(チェックリスト2/3) | 要 | |
| | 一次審査書類(調書3の参考資料) | | |
| | 一次審査提出書類一覧表(チェックリスト3/3) | 要 | |
| | 一次審査書類(法人概要) | - | 1部 |
| 令和5年9月11日 (月)午後5時まで | 提案書(様式第3) | - | 12部 |
| | 二次審査提出書類一覧表(チェックリスト) | 要 | |
| | 二次審査書類(様式第3の添付資料) | - | |
| | 二次審査書類(調書4) | 要 | |
| | 財務書類 | - | 4部(正1 ・副3) |

②作成方法

ア 応募申込書及び一次審査提出書類

- ・「応募申込書」、「調書1~3」及び「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)」は指定様式を用いるものとします。
- ・「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)」に記載する添付資料については、サイズの指定はありませんが、なるべくA4判又はA3判で作成してください。
- ・書類は「応募申込書」、「調書1」、「調書2」、「調書3」、「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)1/3」、「調書1添付資料」、「調書2添付資料」、「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)2/3」、「調書3参考資料」のそれぞれの上に白紙を1枚挟み、その白紙にインデックスを付け、A4判縦のファイルに左とじで綴ってください。また、ファイルの背表紙及び表紙に「江南市認可保育所整備・運営事業者(事業者名)」・「一次審査提出書類(調書)」と記載してください。
- ・「法人概要」は、「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)3/3」を先頭ページに添付し、その後ろに「一次審査提出書類一覧表(チェックリスト)3/3」に記載の添付資料をA4判縦のファイルに左とじで綴ってください。また、ファイルの背表紙及び表紙に「江南市認可保育所整備・運営事業者(事業者名)」・「一次審査提出書類(法人概要)」と記載してください。

イ 二次審査提出書類

- ・「提案書（様式第3）」、「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）」、「二次審査書類（様式第3添付資料）」、「二次審査書類（調書4）」は指定様式を用いるものとします。
- ・「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）」に記載する添付資料については、サイズの指定はありませんが、なるべくA4判又はA3判で作成してください。
- ・書類は「提案書（様式第3）」、「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）1/2」、「二次審査書類（様式第3添付資料）」、「二次審査書類（調書4）」のそれぞれの上に白紙を1枚挟み、その白紙にインデックスを付け、A4判縦のファイルに左とじで綴ってください。また、ファイルの背表紙及び表紙に「江南市認可保育所整備・運営事業者（事業者名）」・「二次審査提出書類（提案書）」と記載してください。
- ・「財務書類」は、「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）2/2」を先頭ページに添付し、その後ろに「二次審査提出書類一覧表（チェックリスト）2/2」に記載の添付資料をA4判縦のファイルに左とじで綴ってください。また、ファイルの背表紙及び表紙に「江南市認可保育所整備・運営事業者（事業者名）」・「二次審査提出書類（財務書類）」と記載してください。

③提出方法：持参、宅配便、郵送

宅配便、郵送（提出期限までに必着）により受領した場合は、応募申込書記載のEメールアドレス宛に受領確認のメールを送信します。

※提出期限までに書類が整っていない場合は、失格とします。

④提出先：〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地（江南市役所本庁舎 1 階） こども未来部こども政策課 担当：大脇

8 プレゼンテーション及びヒアリング

一次審査通過者に対し、企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

①実施日：令和5年11月18日（土）

②開催時間及び開催場所は、別途連絡します。

③説明者：説明者は事業者の代表者（理事長等又はこの職に準じる者）及び施設長（園長）候補者の2人とします。

④ヒアリングの時間、説明資料、留意事項は別途通知します。

⑤プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とします。

9 選定方法

(1) 参加資格の確認

ア 審査実施の前に、応募申込書とともに提出された書類により、事務局が参加資格の

有無を確認します。参加資格がない場合は失格とします。

イ 参加資格確認結果は、書面により通知します。

(2) 一次審査（書類審査）

参加資格があることが確認された事業者について、評価基準に基づき各調書等の書類審査を実施し、一定の点数（満点の5割以上）に達した事業者上位3者を一次審査通過者として選出します。審査終了後、一次審査を受けた全ての事業者に審査結果を書面で通知します。

一次審査評価項目

| 主な評価項目 |
|-------------------|
| 運営主体の適格性 |
| 職員処遇、配置等 |
| 施設内容 |
| 通常保育以外の保育サービスの提供 |
| 給食の提供、食物アレルギーへの配慮 |
| 健康管理、衛生管理 |
| 事故防止、災害対策 |
| 虐待対策 |
| 保護者との連絡・連携等 |
| 引継・合同保育計画 |

(3) 実地確認

一次審査通過者の実際の保育実施状況を把握することを目的に、運営する保育所等1か所を選定し、事務局で実地確認させていただきます。実地確認の結果が、直接、評価に影響を及ぼすことはありません。

(4) 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

市が設置する選定委員会の各委員が評価基準に基づき提案書等の内容を審査・採点し、提案の優劣を判定します。

二次審査評価項目

| 評価項目 | 主な評価の視点 |
|----------|------------------------------------|
| 運営主体の適格性 | 施設運営実績、体制等 |
| 職員の処遇・配置 | 福利厚生、育成、職員配置、ワークライフバランスその他人員確保の方策等 |

| | |
|---------------|-------------------------------|
| 施設内容 | 建物・駐車場の内容・配置、周辺配慮等 |
| 保育理念・運営方針 | |
| 保育計画・指導計画 | |
| 保育内容 | |
| 通常保育以外の保育事業 | 延長保育、特別支援保育、一時保育その他 |
| 新たな取組 | 保育者ニーズ |
| 給食 | 給食提供の考え方、食物アレルギーへの配慮等 |
| 健康管理、衛生管理 | 予防、健康診断、医療機関との連携、施設・設備等の衛生環境等 |
| 事故防止、災害対策 | 事故防止及び事故発生時の対応、災害訓練等 |
| 虐待対策 | 具体的対応の仕組み |
| 保護者との連絡・連携 | 日常的なコミュニケーション、保護者会等の定期開催等 |
| 地域との連携 | 地域の保育施設、小学校、住民との交流等 |
| 苦情対応の体制 | 受付窓口、体制等 |
| 引継・合同保育 | 具体的な引継・合同保育計画 |
| 施設長候補者の考え方や能力 | 民営化への理解、リーダーシップ、経験等 |

①プレゼンテーション及び質疑応答を実施し審査を行います。

ア 事業者は、一次審査結果通知に記載された時間、場所に集合します。

イ 委託されたコンサルタント等の他事業者の出席は認めません。ただし、新園舎の設計を行う者の参加は認めます。

ウ 出席者は、説明者（代表者、施設長候補者）を含む5人以内とします。

エ プレゼンテーションは、下記の手順で行います。

i 事業者の代表者による提案書等をもとに行うプレゼンテーション（20分程度）

ii 事業者の施設長候補者によるプレゼンテーション（10分程度）

※主な説明は施設長候補者が行いますが、他の参加者が説明の補足を行うことは可とします。

iii i・iiに関する質疑応答（20分程度）

②パワーポイント等の使用について

・プレゼンテーションに際して、パワーポイント等のプレゼンテーションソフトの使用は可としますが、パソコンは事業者が準備してください。

・プロジェクター、スクリーンは市で準備しますが、機材の不具合等不測の事態に備え

られるよう、代替機器の用意等、各自入念な準備をしてください。なお、市が準備する機器のトラブル等に際しての異議申立てには一切応じません。

③留意事項

- ・二次審査当日に選定委員が欠席した場合、欠席委員の採点は他の出席委員の採点の平均点とします。
- ・二次審査の質疑応答時に一次審査書類についても触れられる可能性があることに留意し、準備をしてください。

(5) 最終評価

二次審査における各委員の採点の合計を平均した二次審査評価点、財務分析の評価点の合計を最終評価点とし、最上位の事業者を優先交渉権者に選定し、次いで最終評価点の高いものから第2順位交渉権者、第3順位交渉権者まで決定します。同点の場合は、一次審査評価点の高い事業者を上位とします。

満点の6割に満たない場合や財務分析で問題があると診断された場合は、失格となります。

10 選定結果の通知、公表

優先交渉権者等の決定後、二次審査を受けた事業者の全てに対し結果を通知します。

また、最終の選定結果を市ホームページで公表します。公表は「11覚書」を締結した後に
行うこととし、事業者名の公表は次のとおりとします。

- ・優先交渉権者に決定した者が選定事業者となった場合は、優先交渉権者名のみを公表し、第2順位以降の事業者名は記号で公表します。
- ・優先交渉権者の辞退等により、選定事業者が第2・第3順位交渉権者となった場合は、優先交渉権者名に加え、第2・第3順位交渉権者の事業者名も公表します。
- ・優先交渉権者としての通知を受けた後に辞退した場合は、市に生じた損害の賠償を求めることがあります。

11 覚書

選定事業者とあずま・中央統合保育園の整備及び事業開始後の運営内容等について、市と覚書を締結します。【資料5、資料6】

12 引継・合同保育

円滑な移行に向けて、あずま保育園・中央保育園において引継・合同保育を実施します。実施にあたっての計画は、市と協議の上で作成します。

13 保護者・地域住民等説明会

選定事業者は、市の要請に応じて、選定事業者決定時、施設の工事着手前など、あずま保育園・中央保育園の保護者及び地域住民等に対する説明会を随時実施するものとし、事業開始後の保育内容等についての保護者及び地域住民等の意見や要望を聴いた上で、市との協議を経て、整備・運営に可能な限り反映するものとしします。

14 その他の留意点

(1) 条件等の承諾

事業者が「応募申込書」を提出したことで、本要項に記載する内容等の諸条件を全て承諾したものとみなします。

(2) 費用負担

企画提案に要する費用は、全て事業者の負担とします。また、選定後の事業計画の中止・延長、選定されなかったことによる費用も同様とします。

(3) 応募の辞退

応募を辞退する場合は、「辞退届」（任意様式）を提出してください。

(4) 計画変更の原則禁止

選定事業者決定後の計画の変更は、原則として認めません。ただし、サービスの向上につながるもの、天災によるもの、その他選定事業者の責によらない不可抗力によるもの、施設の実施計画に伴う変更等やむを得ないもので、審査の評価に影響を与えないもの限り、市と協議した上で認める場合があります。

(5) 追加書類の提出

選考に必要な場合は、追加書類の提出を求めることがあります。

(6) 個人情報の保護

提出書類に児童名等の個人情報が含まれる場合は、マスキングのうえ提出してください。

(7) 他の応募事業者に関する問い合わせ

提案書の提出、参加資格確認、一次審査及び二次審査の結果等、他の事業者の名称、事業者数等に関する問い合わせには回答しません。

(8) 選考の取りやめ等

公正に選考を執行できないと認められる場合又はそのおそれがある場合は、市は応募事業者の参加を不可とする場合があります。また、談合行為が否定できない等適正な選考が執行できないと認められる場合、あるいは競争性が担保されないと認められる場合は、市は選考を延期し、又は取りやめることがあります。

(9) 決定の取消し

選定事業者が、提出書類に記載された内容に虚偽記載若しくは重大な違背行為があると認められるとき又はその他の事情により適切な保育事業の実施が困難と認められるときは、

選考による決定を取り消すことがあります。また、この場合、選定事業者が既に要した費用の弁済を市に求めることはできません。

(10) 提出書類の帰属

提出書類の著作権は応募者に帰属します。ただし、提出書類の内容について公表が必要と認められる場合は、市は、最低限の情報（個人情報を除く。）を使用することができるものとします。提出書類は返却しません。

(11) 異議申立て

選定委員会による審査、選定及び市による選定事業者の決定についての異議申立ては受け付けません。

(12) 事業開始までの協議

市と選定事業者は、保育に関する制度・基準等の変更、本要項その他の文書において定めのない事項や疑義が生じた場合は、その都度、双方が誠意をもって協議し、問題解決に努めるものとします。

15 事務局

〒483-8701 愛知県江南市赤童子町大堀 90 番地（江南市役所本庁舎 1 階）

こども未来部こども政策課 担当：大脇

電話：0587-54-1111（内線 143）

E-MAIL：kodomocity.konan.lg.jp